

中日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画

平成25年5月23日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
中日本高速道路株式会社

【目次】

1 高速道路利便増進事業

1 法第4条第10項第1号に規定する高速道路利便増進事業	1
2 法第4条第10項第2号に規定する高速道路利便増進事業	
（1）平日夜間割引（Ⅰ）	2
（2）平日夜間割引（Ⅱ）	2
（3）平日深夜割引	3
（4）休日深夜割引	3
（5）平日昼間割引（Ⅰ）	4
（6）平日昼間割引（Ⅱ）	5
（7）休日昼間割引	6
（8）休日特別割引	8
（9）通勤割引（距離制限緩和）	11
（10）一般国道1号（西湘バイパス）等における深夜割引	13
（11）一般国道1号（西湘バイパス）等における通勤割引	14
（12）一般国道1号（新湘南バイパス）における早朝夜間割引	15
（13）大口・多頻度割引の契約単位割引	15
（14）休日バス割引	16
（15）首都圏中央連絡自動車道（八王子ジャンクションから あきる野インターチェンジまで）における割引	17
（16）首都圏中央連絡自動車道・高速自動車国道連続利用割引	18
（17）首都圏中央連絡自動車道（海老名インターチェンジから あきる野インターチェンジまで）における割引	19
（18）恵那山特別区間・飛騨特別区間割引（Ⅰ）	20
（19）恵那山特別区間・飛騨特別区間割引（Ⅱ）	20
（20）一般国道302号（伊勢湾岸道路）割引	21
（21）一般国道475号（東海環状自動車道）・ 高速自動車国道連続利用割引	21
（22）高速自動車国道第一東海自動車道の 東京インターチェンジ等における割引	21
（23）高速自動車国道中央自動車道富士吉田線における短区間割引	22
（24）休日夜間割引	22
（25）一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））における ETC特別割引	23
（26）平成21年度お盆期間特別割引	23
（27）平成21年度年末年始期間特別割引	24

2	高速道路貸付料の額の減額	2 6
3	一般会計に承継された機構債務及び特別国庫納付金額	2 6
4	計画期間	2 8
5	実施体制	2 8
6	協定の変更	2 9

本計画は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）及び中日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号。以下「法」という。）第4条第2項に基づき共同して作成し、平成24年3月28日付で国土交通大臣から同意を得た高速道路利便増進事業に関する計画を、法第4条第8項に基づき変更する計画（以下「計画」という。）である。

1 高速道路利便増進事業

1 法第4条第10項第1号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

(1) 事業の内容

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路（以下単に「高速道路」という。）のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で、専らETC通行車（道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号イに規定するETC通行車をいう。）の通行の用に供することを目的として、平成21年4月1日から平成33年3月31日までの間に供用されるものの整備に関する事業（修繕に係る工事のうち機構が会社からその費用に係る債務を引き受けることとなるものを含む）であって、(2)に掲げる目標の達成に資することによって、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進が図られると認められるもの（以下「スマートインターチェンジ整備事業」という。）。

(2) 整備目標

スマートインターチェンジ整備事業の実施により、高速道路のインターチェンジ間隔の平均を欧米並み（約5km）に改善することを念頭に、当面、人口・産業等が集積する平地部、高速道路が通過するもののインターチェンジのない市町村等における整備に重点を置くこととする。具体的には、平成33年3月31日までに、全国で概ね100箇所を整備し、会社においては別紙-1に記載する高速道路を対象に32箇所を整備する。

(3) 事業の手続き

概ね以下の手続きを進める。

- ① 都道府県、地方整備局等広域行政を担う関係機関及び会社が連携し、あらかじめ、スマートインターチェンジ整備事業の実施による土地利用や産業政策等について広域的に検討。
- ② 高速道路と接続する道路の管理者である地方公共団体、会社及び関係機関からなる地区協議会での個別箇所毎の検討。
- ③ 地方公共団体が会社及び機構に当該スマートインターチェンジ整備事業に

係る実施計画書を提出。

- ④ 会社及び機構が、毎年度、新規整備箇所にかかる年度計画を取りまとめ、国がこれに同意。
- ⑤ 連結許可、協定変更等の所要の手続きを経て事業を実施。

2 法第4条第10項第2号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

(1) 平日夜間割引 (I)

① 割引をする自動車

月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日を除く。）の午後10時から翌午前0時までの間に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。）。

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。

② 割引率

30%

③ 適用する期間

平成20年10月14日から平成26年3月31日まで。（ただし、別紙-5のうちC、D又はEに掲げる高速道路（一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））を除く。）にあつては平成21年3月30日から平成26年3月31日までとし、一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））にあつては平成22年4月1日から平成26年3月31日までとする。）

(2) 平日夜間割引 (II)

① 割引をする自動車

月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午前4時から午前6時までの間又は午後8時から午後10時までの間に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路を通行するETC車。

なお、上記自動車のうち、(26) ① (i) 又は(27) ① (iii) の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

② 割引率

30%

③適用する期間

平成21年3月30日から平成26年3月31日まで。(ただし、一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))にあつては平成22年4月1日から平成23年3月31日まで及び平成24年1月3日から平成26年3月31日までとする。)

(3) 平日深夜割引

①割引をする自動車

月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午前0時から午前4時までの間に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路を通行するETC車。

なお、上記自動車のうち、(26)①(i)若しくは(iii)又は(27)①(iii)の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

②割引率

50%

③適用する期間

平成20年10月14日から平成26年3月31日まで。(ただし、別紙-5のうちC、D又はEに掲げる高速道路(一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路)))を除く。)にあつては平成21年3月30日から平成26年3月31日までとし、一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))にあつては平成22年4月1日から平成26年3月31日までとする。)

(4) 休日深夜割引

①割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日の午前0時から午前4時までの間に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路を通行するETC車。

なお、上記自動車のうち、(8)の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

②割引率

50%

③適用する期間

平成21年4月29日から平成26年3月31日まで。(ただし、一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))にあつては平成22年4月1日から平成23年3月31日まで及び平成24年1月1日から平成26年3月31日までとする。)

(5) 平日昼間割引 (I)

①割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

対距離制を適用する区間 (別紙-2 に掲げる高速道路のうち別紙-3 に掲げる均一制等を適用する区間を除く区間。) 又は別紙-5 のうちA に掲げる高速道路のうち、100 キロメートル以内の区間を通行し (別紙-4 に掲げる大都市近郊区間のみを通行を除く。)、かつ、月曜日から金曜日まで (ただし、国民の祝日に関する法律第3 条に定める休日を除く。) の午前9 時から午後5 時までの間に料金所を通行するETC 車。

ただし、上記の自動車が本割引 (東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が適用する平日昼間割引 (I) を含む。) の適用を2 回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1 回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1 回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、別紙-3 に掲げる均一制等を適用する区間、一般国道1 号 (西湘バイパス)、一般国道1 3 8 号 (東富士五湖道路)、一般国道2 7 1 号 (小田原厚木道路) 又は一般国道1 3 9 号 (西富士道路) を含む場合。
高速自動車国道第一東海自動車道と一般国道1 6 号 (八王子バイパス) を、高速自動車国道第一東海自動車道の横浜町田インターチェンジ又は厚木インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線と一般国道1 6 号 (八王子バイパス) を、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
高速自動車国道第一東海自動車道と一般国道1 3 8 号 (東富士五湖道路) を、高速自動車国道第一東海自動車道の御殿場インターチェンジと一般国道1 3 8 号 (東富士五湖道路) の須走インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

(ロ) 区間料金制を適用する区間等

別紙-3 のうちA に掲げる区間料金制を適用する区間又は別紙-5 のうちD に掲げる高速道路 (一般国道1 5 8 号 (中部縦貫自動車道 (安房峠道路)) を除く。) を通行し、かつ、月曜日から金曜日まで (ただし、国民の祝日に関する法律第3 条に定める休日を除く。) の午前9 時から午後5 時までの間に料金所を通行するETC 車。

ただし、上記の自動車が本割引 (東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が適用する平日昼間割引 (I) を含む。) の適用を2 回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1 回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1 回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道1号（西湘バイパス）、一般国道138号（東富士五湖道路）又は一般国道271号（小田原厚木道路）を含む場合。

一般国道1号（西湘バイパス）と一般国道1号（箱根新道）を、一般国道1号（西湘バイパス）の箱根ロインターチェンジを経由し連続して通行する場合。

一般国道271号（小田原厚木道路）と一般国道16号（八王子バイパス）を、一般国道271号（小田原厚木道路）の厚木西インターチェンジ、伊勢原インターチェンジ又は平塚東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

②割引率

30%。

ただし、別紙-4に掲げる大都市近郊区間を含む通行については、同区間の通行に係る料金を除いた料金に対して割引を適用する。

③適用する期間

平成21年3月30日から平成21年7月7日まで。

(6) 平日昼間割引 (II)

①割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

対距離制を適用する区間（別紙-2に掲げる高速道路のうち別紙-3に掲げる均一制等を適用する区間を除く区間。）又は別紙-5のうちAに掲げる高速道路を通行し（別紙-4に掲げる大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

(ロ) 区間料金制を適用する区間等

別紙-3のうちAに掲げる区間料金制を適用する区間又は別紙-5のうちDに掲げる高速道路を通行し、かつ、月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

②割引率

30%。

ただし、当該通行が100キロメートル（別紙-4に掲げる区間を通行する場合には当該区間の利用距離を除く。）を超える場合は、100キロメートルの通行に係る料金に対して割引を適用する。

③適用する期間

平成21年7月8日から平成26年3月31日まで。（ただし、一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））にあつては平成22年4月1日から平成23年3月31日まで及び平成24年1月3日から平成26年3月31日までとする。）

(7) 休日昼間割引

①割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

対距離制を適用する区間（別紙－２に掲げる高速道路のうち別紙－３に掲げる均一制等を適用する区間を除く区間。）又は別紙－５のうちＡに掲げる高速道路のうち、１００キロメートル以内の区間を通行し（別紙－４に掲げる大都市近郊区間のみを通行を除く。）、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第３条に定める休日（ただし、平成２１年１２月２６日及び平成２１年１２月２７日を除く。）の午前９時から午後５時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、上記の自動車が本割引（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が実施する休日昼間割引を含む。）の適用を２回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。また、上記自動車のうち、(8)の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、別紙－３に掲げる均一制等を適用する区間、一般国道１号（西湘バイパス）、一般国道１３８号（東富士五湖道路）、一般国道２７１号（小田原厚木道路）又は一般国道１３９号（西富士道路）を含む場合。
高速自動車国道第一東海自動車道と一般国道１６号（八王子バイパス）を、高速自動車国道第一東海自動車道の横浜町田インターチェンジ、海老名インターチェンジ（ただし、一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）の圏央厚木インターチェンジ又は相模原愛川インターチェンジから海老名インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。）又は厚木インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）と一般国道１６号（八王子バイパス）を、一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）の圏央厚木インターチェンジ（ただし、一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）の相模原愛川インターチェンジから圏央厚木インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。）または相模原愛川インターチェンジ（ただし、一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）の高尾山インターチェンジから相模原愛川インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。）を経由し連続して通行する場合。
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線と一般国道１６号（八王子バイパス）を、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
高速自動車国道第一東海自動車道と一般国道１３８号（東富士五湖道路）を、高速自動車国道第一東海自動車道の御殿場インターチェンジと

一般国道138号（東富士五湖道路）の須走インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

高速自動車国道東海北陸自動車道と一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））を、高速自動車国道東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

高速自動車国道中央自動車道長野線と一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））を、高速自動車国道中央自動車道長野線の松本インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

(ロ) 区間料金制を適用する区間等

別紙-3のうちAに掲げる区間料金制を適用する区間又は別紙-5のうちDに掲げる高速道路を通行し、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日（ただし、平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、上記の自動車の本割引（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。また、上記自動車のうち、(8)の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道1号（西湘バイパス）、一般国道138号（東富士五湖道路）又は一般国道271号（小田原厚木道路）を含む場合。

一般国道1号（西湘バイパス）と一般国道1号（箱根新道）を、一般国道1号（西湘バイパス）の箱根ロインターチェンジを經由し連続して通行する場合。

一般国道271号（小田原厚木道路）と一般国道16号（八王子バイパス）を、一般国道271号（小田原厚木道路）の厚木西インターチェンジ、伊勢原インターチェンジ又は平塚東インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

②割引率

50%。

ただし、別紙-4に掲げる大都市近郊区間を含む通行については、同区間の通行に係る料金を除いた料金に対して割引を適用する。

③適用する期間

平成20年10月14日から平成26年3月31日まで。（ただし、別紙-5のうちDに掲げる高速道路（一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））

を除く。)にあっては平成21年3月28日から平成26年3月31日までとし、一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))にあっては平成22年4月1日から平成26年3月31日までとする。)

(8) 休日特別割引

①割引をする自動車

土曜日(ただし、平成21年12月26日を除く。)、日曜日(ただし、平成21年12月27日を除く。)、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日(1月2日及び1月3日を含む。)及び下表に掲げる日(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日に変更となった場合には、前日かつ翌日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律第3条に定める休日となる日も対象とする)に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、軽自動車等及び普通車。

平成21年11月	2日
平成22年	2月12日
平成22年	4月30日
平成22年	9月24日
平成22年11月	22日
平成22年12月	24日
平成23年	5月2日
平成23年	5月6日
平成23年11月	4日
平成24年	3月19日
平成24年12月	31日
平成25年	1月4日
平成26年	2月10日

②割引率

(イ) 地方部((ロ)に定める区間以外の区間)

50%。

ただし、平成23年6月19日までの間においては割引後の料金の額が1,000円を超える場合には、料金は1,000円とする。

なお、下表に掲げる場合(二以上の場合に該当し得るときを含む。)におけるそれぞれの通行に係る本割引適用後の料金の額((ロ)に係る料金の額及び東日本高速道路株式会社が管理する一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの間の料金の額を除く。)を合算した額が1,000円を超える場合は、これを1,000円とする(平成21年4月29日から平成23年6月19日まで適用する。)

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、別紙－３のうちAに掲げる区間料金制を適用する区間、一般国道１号（西湘バイパス）、一般国道１３８号（東富士五湖道路）、一般国道２７１号（小田原厚木道路）又は一般国道１３９号（西富士道路）を含む場合。

高速自動車国道第一東海自動車道と高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジと高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口インターチェンジを経由して通行する場合。

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道関越自動車道新潟線を、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを経由して通行する場合。

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道常磐自動車道を、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東関東自動車道水戸線を、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する一般国道１４号（京葉道路）を、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する一般国道１４号（京葉道路）の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。

<p>高速自動車国道中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）を、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）の木更津金田インターチェンジ（一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。）又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を、高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道関越自動車道新潟線を、高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道常磐自動車道を、高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東関東自動車道水戸線を、高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する一般国道14号（京葉道路）を、高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する一般国道14号（京葉道路）の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。</p>

高速自動車国道第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）を、高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）の木更津金田インターチェンジ（一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。）又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。

一般国道1号（西湘バイパス）と一般国道1号（箱根新道）を、一般国道1号（西湘バイパス）の箱根口インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

周回走行が可能な区間と任意のインターチェンジ相互間を連続して通行する場合（ただし、周回走行を2回以上行う場合は、2回目の周回後の通行を除く。平成23年4月1日から適用する。）。

(ロ) 大都市部（別紙－3のうちBに掲げる均一制を適用する区間、別紙－4に掲げる大都市近郊区間並びに別紙－5のうちB及びCに掲げる高速道路）
30%。

ただし、午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合については50%とする。

③適用する期間

平成21年3月28日から平成26年3月31日まで。（ただし、一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））にあつては平成22年4月1日から平成23年3月31日まで及び平成24年1月1日から平成26年3月31日までとする。）

(9) 通勤割引（距離制限緩和）

①割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

対距離制を適用する区間（別紙－2に掲げる高速道路のうち別紙－3に掲げる均一制等を適用する区間を除く区間。）又は別紙－5のうちAに掲げる高速道路を通行し（別紙－4に掲げる大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が実施する通勤割引（距離制限緩和）を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の

場合に該当し得るときは合わせて1回とする。また、上記自動車のうち、(8)、(26)①(i)若しくは(iii)又は(27)①(iii)の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、別紙-3に掲げる区間料金制を適用する区間、一般国道1号(西湘バイパス)、一般国道138号(東富士五湖道路)、一般国道271号(小田原厚木道路)又は一般国道139号(西富士道路)を含む場合。

高速自動車国道第一東海自動車道と一般国道16号(八王子バイパス)を、高速自動車国道第一東海自動車道の横浜町田インターチェンジ、海老名インターチェンジ(ただし、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の圏央厚木インターチェンジ又は相模原愛川インターチェンジから海老名インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。)又は厚木インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)と一般国道16号(八王子バイパス)を、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の圏央厚木インターチェンジ(ただし、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の相模原愛川インターチェンジから圏央厚木インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。)または相模原愛川インターチェンジ(ただし、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の高尾山インターチェンジから相模原愛川インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。)を経由し連続して通行する場合。

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線と一般国道16号(八王子バイパス)を、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

高速自動車国道第一東海自動車道と一般国道138号(東富士五湖道路)を、高速自動車国道第一東海自動車道の御殿場インターチェンジと一般国道138号(東富士五湖道路)の須走インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

高速自動車国道東海北陸自動車道と一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))を、高速自動車国道東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

高速自動車国道中央自動車道長野線と一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))を、高速自動車国道中央自動車道長野線の松本インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

(ロ) 区間料金制を適用する区間等

別紙-3のうちAに掲げる区間料金制を適用する区間又は別紙-5のうちDに掲げる高速道路を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引(東日本高速道路株式会社又は西日本高速道

路株式会社が適用する通勤割引（距離制限緩和）を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。また、上記自動車のうち、(8)、(26)①(i)若しくは(iii)又は(27)①(iii)の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道1号（西湘バイパス）、一般国道138号（東富士五湖道路）又は一般国道271号（小田原厚木道路）を含む場合。
一般国道1号（西湘バイパス）と一般国道1号（箱根新道）を、一般国道1号（西湘バイパス）の箱根ロインターチェンジを経由し連続して通行する場合。
一般国道271号（小田原厚木道路）と一般国道16号（八王子バイパス）を、一般国道271号（小田原厚木道路）の厚木西インターチェンジ、伊勢原インターチェンジ又は平塚東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

②割引率

50%。

ただし、当該通行が100キロメートル（別紙-4に掲げる区間を通行する場合には当該区間の利用距離を除く。）を超える場合は、100キロメートルの通行に係る料金に対して割引を適用する。

③適用する期間

平成21年7月8日から平成26年3月31日まで。（ただし、一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））にあつては平成22年4月1日から平成26年3月31日までとする。）

(10) 一般国道1号（西湘バイパス）等における深夜割引

①割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に別紙-5のうちD又はEに掲げる高速道路を通行するETC車。

②割引率

30%

③適用する期間

平成21年3月28日から平成23年3月31日まで（一般国道16号（八王子バイパス）、一般国道139号（西富士道路）及び一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））を除く。）とし、一般国道16号（八王子バイパス）にあつては平成21年3月28日から平成26年3月31日まで、一般国道139

号（西富士道路）にあつては平成21年3月28日から平成24年3月31日まで、一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））にあつては平成22年4月1日から平成26年3月31日まで。

(11) 一般国道1号（西湘バイパス）等における通勤割引

①割引をする自動車

別紙-5のうちDに掲げる高速道路を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。また、上記自動車のうち、(8)、(9)、(26)①(i)若しくは(iii)又は(27)①(iii)の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、別紙-2に掲げる高速道路の区間、一般国道1号（西湘バイパス）、一般国道138号（東富士五湖道路）、一般国道271号（小田原厚木道路）又は一般国道139号（西富士道路）を含む場合。
高速自動車国道第一東海自動車道と一般国道16号（八王子バイパス）を、高速自動車国道第一東海自動車道の厚木インターチェンジ、海老名インターチェンジ（ただし、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の圏央厚木インターチェンジ又は相模原愛川インターチェンジから海老名インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。）又は横浜町田インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）と一般国道16号（八王子バイパス）を、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の圏央厚木インターチェンジ（ただし、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の相模原愛川インターチェンジから圏央厚木インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。）または相模原愛川インターチェンジ（ただし、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の高尾山インターチェンジから相模原愛川インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。）を経由し連続して通行する場合。
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線と一般国道16号（八王子バイパス）を、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
高速自動車国道第一東海自動車道と一般国道138号（東富士五湖道路）を、高速自動車国道第一東海自動車道の御殿場インターチェンジと

一般国道138号（東富士五湖道路）の須走インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
高速自動車国道東海北陸自動車道と一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））を、高速自動車国道東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
高速自動車国道中央自動車道長野線と一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））を、高速自動車国道中央自動車道長野線の松本インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
一般国道1号（西湘バイパス）と一般国道1号（箱根新道）を、一般国道1号（西湘バイパス）の箱根ロインターチェンジを經由し連続して通行する場合。
一般国道271号（小田原厚木道路）と一般国道16号（八王子バイパス）を、一般国道271号（小田原厚木道路）の厚木西インターチェンジ、伊勢原インターチェンジ又は平塚東インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

②割引率

50%

③適用する期間

平成21年3月28日から平成23年3月31日まで（一般国道16号（八王子バイパス）、一般国道139号（西富士道路）及び一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））を除く。）とし、一般国道16号（八王子バイパス）にあつては平成21年3月28日から平成26年3月31日まで、一般国道139号（西富士道路）にあつては平成21年3月28日から平成24年3月31日まで、一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））にあつては平成22年4月1日から平成26年3月31日まで。

(12) 一般国道1号（新湘南バイパス）における早朝夜間割引

①割引をする自動車

一般国道1号（新湘南バイパス）を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

なお、上記自動車のうち、(3)、(4)、(8)、(26)①(i)若しくは(iii)、又は(27)①(iii)の割引適用要件に該当し、それぞれの割引適用後の料金の額が同額となるものについては、本割引を適用する。

②割引率

50%

③適用する期間

平成21年3月28日から平成23年3月31日まで。

(13) 大口・多頻度割引の契約単位割引

①割引をする自動車

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「3会社」という。）との契約により貸与されたE T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車。

②割引率

①に定める契約に基づく利用者による別紙－2に掲げる高速自動車国道の月間利用額（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。）の合計額が450万円を超え、かつ、利用者による別紙－2に掲げる高速自動車国道の自動車1台当たりの月間平均利用額（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）が2万7千円を超える場合（ただし、①に定める契約に基づく利用者による別紙－2に掲げる高速自動車国道の月間利用額（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。）の合計額が500万円を超え、かつ、利用者による別紙－2に掲げる高速自動車国道の自動車1台当たりの月間平均利用額（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）が3万円を超える場合を除く。）にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、5%の割引を行う。

③適用する期間

平成21年4月1日から平成23年3月31日まで。

(14) 休日バス割引

①割引をする自動車

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日（ただし、平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）に別紙－2又は別紙－5に掲げる高速道路を通行するE T C車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車（ただし、3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。）。

②割引率

30%

③適用する期間

平成21年7月4日から平成23年6月19日まで。（ただし、一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））にあっては平成22年4月1日から平成2

3年3月31日までとする。)

(15) 首都圏中央連絡自動車道（八王子ジャンクションからあきる野インターチェンジまで）における割引

①割引をする自動車

④に定めるAインターチェンジとFインターチェンジ若しくはGインターチェンジ、BインターチェンジとFインターチェンジ、CインターチェンジとFインターチェンジ、DインターチェンジとFインターチェンジ若しくはGインターチェンジ又はEインターチェンジとFインターチェンジ若しくはGインターチェンジの各インターチェンジ相互間を通行するETC車。

②割引額

④に定める各インターチェンジ相互間の割引額は次表のとおり。

	割引額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
AインターチェンジとFインターチェンジ若しくはGインターチェンジ又はBインターチェンジとFインターチェンジの各インターチェンジ相互間	400	500	600	800	1,400
CインターチェンジとFインターチェンジの各インターチェンジ相互間	300	300	300	300	300
DインターチェンジとFインターチェンジのインターチェンジ相互間	300	300	300	300	400
DインターチェンジとGインターチェンジの各インターチェンジ相互間	100	150	150	200	400
EインターチェンジとFインターチェンジのインターチェンジ相互間	300	300	500	650	1,150
EインターチェンジとGインターチェンジの各インターチェンジ相互間	300	400	500	650	1,150

③適用する期間

平成21年4月1日から平成21年5月12日まで。

④対象インターチェンジ

Aインターチェンジ	東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから川越インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の坂戸インターチェンジ及び川島インターチェンジ。
Bインターチェンジ	東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道関越自動車道新潟線の鶴ヶ島インターチェンジから前橋インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道北関東自動車道の前橋南インターチェンジから伊勢崎インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び高速自動車国道関越自動車道上越線の藤岡インターチェンジ。
Cインターチェンジ	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の八王子西インターチェンジから入間インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Dインターチェンジ	東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の狭山日高インターチェンジ。
Eインターチェンジ	東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の圏央鶴ヶ島インターチェンジ。
Fインターチェンジ	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ。
Gインターチェンジ	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の相模湖インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道中央自動車道西宮線の勝沼インターチェンジから甲府昭和インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

(16) 首都圏中央連絡自動車道・高速自動車国道連続利用割引

①割引をする自動車

④に定めるAインターチェンジとBインターチェンジ又はCインターチェンジ相互間を通行するETC車。

②割引額

④に定めるAインターチェンジとBインターチェンジ相互間については150円、AインターチェンジとCインターチェンジ相互間については300円。

③適用する期間

平成21年5月13日から平成26年3月31日まで。

④対象インターチェンジ

Aインターチェンジ	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで）、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（海老名市中新田からあきる野市まで）又は東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から久喜市まで）の各インターチェンジ。
Bインターチェンジ	高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南インターチェンジ、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の元八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東日本高

	速道路株式会社が管理する高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口インターチェンジから久喜インターチェンジまでの間の各インターチェンジ又は東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから鶴ヶ島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Cインターチェンジ	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ。

(17) 首都圏中央連絡自動車道（海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまで）における割引

①割引をする自動車
ETC車。

②割引率等

2以上の高速自動車国道と接続する区間として、④に定める各区間の割引額については次表のとおりとする。

区間	割引額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
A	250	350	400	550	950
B	600	750	900	1,250	1,950
C	700	800	900	1,400	1,950
D	400	500	600	800	1,400
E	600	750	850	1,250	1,850

ただし、上表に定めるAからEまでの各区間の割引適用後の料金が、④の表中のa若しくはcに掲げるインターチェンジ又はa若しくはcに掲げる区間のいずれかのインターチェンジで本割引適用時に利用したインターチェンジとbに掲げる区間のいずれかのインターチェンジ間の料金を下回る場合は、後者の料金を前者の料金と同額にする。

③適用する期間

平成21年5月13日から平成26年3月31日まで。

④対象区間

下表のaに掲げるインターチェンジ又はaに掲げる区間のいずれかのインターチェンジとcに掲げるインターチェンジ又はcに掲げる区間のいずれかのインターチェンジ相互間。

	a	b	c
A	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（海老名市中新田からあきる野市まで）の海老名インターチェンジ	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（海老名市中新田からあきる野市まで）の圏央厚木インターチェンジから八王子南インターチェンジまでの区間	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（海老名市中新田からあきる野市まで）の八王子ジャンクションから東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の圏央鶴ヶ島インターチェンジまでの区間
B	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（海老名市中新田からあきる野市まで）の海老名インターチェンジ	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（海老名市中新田からあきる野市まで）の圏央厚木インターチェンジから八王子南インターチェンジまでの区間	東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の鶴ヶ島インターチェンジ

	野市まで)の海老名インターチェンジ	厚木インターチェンジから東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の圏央鶴ヶ島インターチェンジまでの区間	ヶ島ジャンクションから白岡菖蒲インターチェンジまでの区間
C	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(海老名市中新田からあきる野市まで)の海老名インターチェンジ	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(海老名市中新田からあきる野市まで)の圏央厚木インターチェンジから東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の白岡菖蒲インターチェンジまでの区間	東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の久喜白岡ジャンクション
D	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(海老名市中新田からあきる野市まで)の圏央厚木インターチェンジから八王子ジャンクションまでの区間	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(海老名市中新田からあきる野市まで)の八王子西インターチェンジから東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の圏央鶴ヶ島インターチェンジまでの区間	東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の鶴ヶ島ジャンクションから白岡菖蒲インターチェンジまでの区間
E	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(海老名市中新田からあきる野市まで)の圏央厚木インターチェンジから八王子ジャンクションまでの区間	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(海老名市中新田からあきる野市まで)の八王子西インターチェンジから東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の白岡菖蒲インターチェンジまでの区間	東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の久喜白岡ジャンクション

(18) 恵那山特別区間・飛騨特別区間割引 (I)

①割引をする自動車

E T C車。

②割引率

高速自動車国道中央自動車道西宮線の園原インターチェンジから中津川インターチェンジまでの区間又は高速自動車国道東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから白川郷インターチェンジまでの区間の利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額について、30%の割引を行う。

③適用する期間

平成21年5月13日から平成23年7月31日まで。

(19) 恵那山特別区間・飛騨特別区間割引 (II)

①割引をする自動車

全自動車。

②割引率

高速自動車国道中央自動車道西宮線の園原インターチェンジから中津川インターチェンジまでの区間又は高速自動車国道東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから白川郷インターチェンジまでの区間の利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額について、37.5%の割引を行う。

③適用する期間

平成23年8月1日から平成26年3月31日まで。

(20) 一般国道302号(伊勢湾岸道路)割引

①割引をする自動車

E T C車。

②割引率

30%。

ただし、一般国道302号(伊勢湾岸道路)の料金に適用する。

③適用する期間

平成21年5月13日から平成26年3月31日まで。

(21) 一般国道475号(東海環状自動車道)・高速自動車国道連続利用割引

①割引をする自動車

④に定めるAインターチェンジとBインターチェンジ相互間を通行するE T C車。

②割引額

150円

③適用する期間

平成21年5月13日から平成26年3月31日まで。

④対象インターチェンジ

Aインターチェンジ	一般国道475号(東海環状自動車道)の各インターチェンジ。
Bインターチェンジ	高速自動車国道第一東海自動車道の豊田インターチェンジから小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道東海北陸自動車道の一宮西インターチェンジから美濃インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東インターチェンジから名古屋南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに高速自動車国道中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び一宮インターチェンジ。ただし、東海環状自動車道の大垣西インターチェンジから養老ジャンクションまでの間が供用した場合は、中央自動車道西宮線の岐阜羽島インターチェンジから関ヶ原インターチェンジまでの間の各インターチェンジも対象インターチェンジとする。

(22) 高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引

①割引をする自動車

午後11時から翌午前0時までの間に高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジ又は高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線の亀山インターチェンジを流出するE T C車。

②割引率

翌日の午前0時から4時までの間に当該インターチェンジを流出した場合に適

用される割引率と同じ率。

③適用する期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで。

(23) 高速自動車国道中央自動車道富士吉田線における短区間割引

①割引をする自動車

別紙-3のうちBに掲げる均一制を適用する区間のうち、高井戸インターチェンジから調布インターチェンジまでの区間、高井戸インターチェンジから稲城インターチェンジまでの区間、高井戸インターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間、調布インターチェンジから稲城インターチェンジまでの区間、調布インターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間、府中スマートインターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間、府中スマートインターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間又は国立府中インターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間を通行するETC車。

②割引額

別紙-3のうちBに掲げる均一制を適用する区間の料金の額から、次表に掲げる額(単位:円)を差し引くものとする。

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高井戸～調布	150	200	250	450	850
高井戸～稲城	100	150	150	350	650
高井戸～国立府中	—	—	—	—	50
調布～稲城	300	350	450	700	1,300
調布～国立府中	100	150	200	350	700
府中スマート～国立府中	200	250	350	550	1,000
府中スマート～八王子	—	—	—	100	250
国立府中～八王子	100	150	200	400	750

③適用する期間

平成24年1月1日から平成26年3月31日まで。

(24) 休日夜間割引

①割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日(ただし、平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。)の午後10時から翌午前0時までの間に高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから裾野インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線の四日市東インターチェンジから亀山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ又は高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線のみえ川越インターチェンジ若しくはみえ朝日インターチェンジを流出するETC車。

②割引率

30%

③適用する期間

平成21年4月4日から平成26年3月31日まで。

(25) 一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))におけるETC特別割引

①割引をする自動車

一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))を通行するETC車。

②割引率

30%

③適用する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日まで。

(26) 平成21年度お盆期間特別割引

①割引をする自動車

(i) ③(i)に定める日に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路(ただし、一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))を除く。)を通行するETC車のうち、軽自動車等及び普通車。

(ii) ③(i)に定める日に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路(ただし、一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))を除く。)を通行するETC車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。)のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車(ただし、3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。))。

(iii) ③(ii)に定める日に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路(ただし、一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))を除く。)を通行するETC車のうち、中型車、大型車及び特大車。

②割引率

(i) ①(i)に定める自動車の場合

(8)②に定める割引率とする。

(ii) ①(ii)に定める自動車の場合

30%

(iii) ①(iii)に定める自動車の場合

50%

③適用する期間

(i) 平成21年8月6日、平成21年8月7日、平成21年8月13日及び平成21年8月14日。

(ii) 平成21年8月3日、平成21年8月4日、平成21年8月5日、平成21年8月10日、平成21年8月11日、平成21年8月12日、平成21年8月17日及び平成21年8月18日。

(27) 平成21年度年末年始期間特別割引

①割引をする自動車

(i) ③(i)に定める日の午前4時から午前6時までの間又は午後8時から翌午前0時までの間に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路(ただし、一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))を除く。)を通行するETC車。

(ii) 別紙-2に掲げる高速道路(別紙-3のうちBに掲げる区間を除く。)又は別紙-5のうちA若しくはDに掲げる高速道路(ただし、一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))を除く。)を通行し(別紙-4に掲げる大都市近郊区間のみを通行を除く。)、かつ、③(i)に定める日の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

(iii) ③(ii)に定める日に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路(ただし、一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))を除く。)を通行するETC車のうち、軽自動車等及び普通車。

(iv) ③(ii)に定める日に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路(ただし、一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))を除く。)を通行するETC車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。)のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車(ただし、3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。))。

②割引率

(i) ①(i)及び(iv)に定める自動車の場合
30%

(ii) ①(ii)に定める自動車の場合
(6)②に定める割引率とする。

(iii) ①(iii)に定める自動車の場合
(8)②に定める割引率とする

③適用する期間

- (i) 平成21年12月26日及び平成21年12月27日。
- (ii) 平成22年1月4日及び平成22年1月5日。

なお、本計画に定める割引を含めた割引相互間の重複適用関係については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条及び高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条に基づく協定において定める。

2 高速道路貸付料の額の減額

法第4条第2項第2号に規定する高速道路利便増進事業のために必要となる、機構による高速道路貸付料の額の減額については、以下のとおり。

【百万円】

東日本高速道路株式会社、 中日本高速道路株式会社、 及び西日本高速道路株式会社 に係る高速道路貸付料の額の減額	うち中日本高速道路株式会社に係る額
1, 892, 629	660, 201

3 一般会計に承継された機構債務及び特別国庫納付金額

(1) 法第4条第2項第3号に規定する高速道路貸付料の額の減額措置による機構の負担の軽減を図るため、一般会計に承継された機構債務は以下のとおり。

承継された 機構債務	承継額（百万円）		利率 （%）	償還期限	利息支払 期
	元本	利息			
政府保証に号 第166回道路債券	97,771	96,954	817	2.10	平成21年3月25日 4月30日 10月30日
政府保証に号 第167回道路債券	288,857	280,700	8,157	0.70	平成25年4月24日 2月28日 8月28日
政府保証に号 第168回道路債券	83,389	81,324	2,065	0.60	平成25年5月23日 2月28日 8月28日
政府保証に号 第177回道路債券	160,158	148,090	12,068	1.50	平成26年4月22日 5月30日 11月30日
政府保証に号 第178回道路債券	15,192	9,111	6,081	1.50	平成27年3月20日 5月30日 11月30日
財政融資資金貸付金借入金 11001	54,328	53,800	528	2.00	平成21年4月27日 4月30日 10月30日

財政融資資金貸付金借入金 11002	101,476	100,500	976	1.70	平成21年5月26日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11003	42,849	42,400	449	1.60	平成21年6月28日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11004	28,515	28,100	415	2.00	平成21年7月26日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11005	52,043	51,200	843	2.00	平成21年8月26日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11006	77,157	75,700	1,457	2.10	平成21年9月29日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11007	27,613	27,100	513	1.90	平成21年10月28日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11008	27,376	26,800	576	2.00	平成21年11月26日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11009	146,821	143,373	3,448	2.10	平成21年12月22日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11009	32,797	32,027	770	2.10	平成21年12月22日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11010	40,179	39,161	1,018	2.10	平成22年1月25日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11013	128,641	125,100	3,541	2.10	平成22年4月26日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 12003	89,824	87,300	2,524	1.90	平成22年6月28日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 12004	18,146	17,613	533	1.90	平成22年7月23日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 13001	261,468	254,335	7,133	1.20	平成23年4月22日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14001	166,894	157,400	9,494	1.50	平成24年4月25日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14002	71,586	68,080	3,506	1.50	平成24年5月24日	6月20日 12月20日
政府保証第7回特別 本州四国連絡橋債券	28	0	28	1.40	平成27年1月20日	1月30日 7月30日
政府保証第8回特別 本州四国連絡橋債券	146	0	146	1.50	平成27年3月24日	1月30日 7月30日

(注1) 承継額に含まれる利息は、承継後に支払うこととされている利息の総額を計上。

(注2) 上表の額は単位未満を端数処理している。

(注3) 高速道路貸付料の額を減ずる時期と承継された機構債務の償還期限との差異により生ず

る支払利息の軽減額（現行の収支明細における前提条件に基づき算定）を考慮している。

- (2) 法第4条第2項第3号に規定する東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律第5条第1項に規定する高速道路機構の特別国庫納付金額は以下のとおり。

機構の特別国庫納付金額※ (百万円)
250,000

※東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社に係る額

4 計画期間

平成20年10月14日から料金徴収期間満了の日まで。ただし、**1**2にあつては平成26年3月31日までとする。

5 実施体制

- (1) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の実施にあたって、高速道路を利用されるお客様などに対し、関係機関と協力の上、本計画をホームページに掲載するなどにより十分周知を図るよう取り組む。
- (2) 会社は、本計画に基づく料金割引の実施に必要な料金システムの変更等を速やかに行う。
- (3) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の開始後、継続的に交通量、金利等の社会経済情勢、減収額、お客様の利便性等を把握し、これらの結果を国土交通省へ報告するとともに、スマートインターチェンジ整備事業の状況等を踏まえて、必要に応じて本計画の変更を行う。

6 協定の変更

本計画に対する国土交通大臣の同意を得た後、速やかに、機構及び会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条及び高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条に基づき、協定の変更を行う。

別紙－ 1

- (1) 高速自動車国道中央自動車道富士吉田線
- (2) 高速自動車国道中央自動車道西宮線 (大月市から東近江市まで (八日市インターチェンジを含む。))
- (3) 高速自動車国道中央自動車道長野線 (岡谷市から安曇野市まで (安曇野インターチェンジを含む。))
- (4) 高速自動車国道第一東海自動車道
- (5) 高速自動車国道東海北陸自動車道
- (6) 高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線
- (7) 高速自動車国道中部横断自動車道
- (8) 高速自動車国道北陸自動車道 (富山県下新川郡朝日町から米原市まで (朝日インターチェンジを含む。))
- (9) 高速自動車国道近畿自動車道伊勢線
- (10) 高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線
- (11) 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線 (愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで (甲賀土山インターチェンジを含まない。))
- (12) 高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線
- (13) 高速自動車国道近畿自動車道敦賀線 (小浜市から敦賀市まで (小浜インターチェンジを含まない。))
- (14) 一般国道 1 号 (新湘南バイパス)
- (15) 一般国道 1 号 (西湘バイパス)
- (16) 一般国道 138 号 (東富士五湖道路)
- (17) 一般国道 271 号 (小田原厚木道路)
- (18) 一般国道 302 号 (伊勢湾岸道路)
- (19) 一般国道 468 号 (首都圏中央連絡自動車道) (茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで (あきる野インターチェンジを含まない。))
- (20) 一般国道 475 号 (東海環状自動車道)

別紙－ 2

- ・ 高速自動車国道中央自動車道富士吉田線
- ・ 高速自動車国道中央自動車道西宮線（大月市から東近江市まで（八日市インターチェンジを含む。))
- ・ 高速自動車国道中央自動車道長野線（岡谷市から安曇野市まで（安曇野インターチェンジを含む。))
- ・ 高速自動車国道第一東海自動車道
- ・ 高速自動車国道東海北陸自動車道
- ・ 高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線
- ・ 高速自動車国道中部横断自動車道
- ・ 高速自動車国道北陸自動車道（富山県下新川郡朝日町から米原市まで（朝日インターチェンジを含む。))
- ・ 高速自動車国道近畿自動車道伊勢線
- ・ 高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線
- ・ 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線（愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで（甲賀土山インターチェンジを含まない。))
- ・ 高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線
- ・ 高速自動車国道近畿自動車道敦賀線（小浜市から敦賀市まで（小浜インターチェンジを含まない。))

別紙－ 3

A	高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線（名古屋西ジャンクションから名古屋インターチェンジ及び名古屋南ジャンクションまで）
B	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線（高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまで）

別紙－４

- ・ 高速自動車国道第一東海自動車道（東京インターチェンジから厚木インターチェンジまで）
- ・ 高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（海老名南ジャンクションから厚木南インターチェンジまで）

別紙－ 5

A	一般国道 3 0 2 号 (伊勢湾岸道路)
	一般国道 4 7 5 号 (東海環状自動車道)
B	一般国道 4 6 8 号 (首都圏中央連絡自動車道) (海老名市中新田からあきる野市まで)
C	一般国道 4 6 8 号 (首都圏中央連絡自動車道) (茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで)
D	一般国道 1 号 (西湘バイパス)
	一般国道 1 3 8 号 (東富士五湖道路)
	一般国道 2 7 1 号 (小田原厚木道路)
	一般国道 1 6 号 (八王子バイパス)
	一般国道 1 3 9 号 (西富士道路)
	一般国道 1 5 8 号 (中部縦貫自動車道 (安房峠道路))
E	一般国道 1 号 (新湘南バイパス)

以 上